令和４年第１回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　案　　書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目　次

承認第１号　令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）の専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第１号　令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第２号　令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第３号　愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

議案第４号　愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

議案第５号　愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

議案第６号　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

議案第７号　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

議案第８号　令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算・・・・・ 31

議案第９号　令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

議案第10号　第４次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

・カードリーダー 普及 取得・保守証

あいはつ

15年目 100万人 一般期 高齢者

承認第１号

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）の専決処分について

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和４年２月14日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

令和３年度に実施するマイナンバーカードの取得促進に要する費用の不足に対する予算措置をするために、令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第３号

専　決　処　分　書

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和３年11月24日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

専決第３号

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,239 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,869,221 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年 11 月 24 日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		404,908	41,239	446,147
	1 国庫補助金	404,908	41,239	446,147
歳入合計		1,827,982	41,239	1,869,221

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		953,754	41,239	994,993
	1 総務管理費	953,506	41,239	994,745
歳出合計		1,827,982	41,239	1,869,221

議案第１号

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 237,270 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,631,951 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,354,745	△39,996	1,314,749
	1 負担金	1,354,745	△39,996	1,314,749
2 国庫支出金		446,147	△246,977	199,170
	1 国庫補助金	446,147	△246,977	199,170
5 繰越金		65,170	49,703	114,873
	1 繰越金	65,170	49,703	114,873
歳入合計		1,869,221	△237,270	1,631,951

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		994,993	△233,480	761,513
	1 総務管理費	994,745	△233,480	761,265
3 民生費		869,129	△3,790	865,339
	1 社会福祉費	869,129	△3,790	865,339
歳出合計		1,869,221	△237,270	1,631,951

議案第２号②

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第２号）

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,350,273 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 940,923,983 千円とする。

2回目の

9409億

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		175,638,660	△61,839	175,576,821
	1 市町村負担金	175,638,660	△61,839	175,576,821
2 国庫支出金		267,133,214	63,629	267,196,843
	2 国庫補助金	57,223,011	63,629	57,286,640
8 繰越金		36,648,348	14,348,483	50,996,831
	1 繰越金	36,648,348	14,348,483	50,996,831
歳入合計		926,573,710	14,350,273	940,923,983

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 特別高額医療費共同事業拠出金		384,543	55,139	439,682
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	384,543	55,139	439,682
6 諸支出金		31,923,398	15,517	31,938,915
	1 償還金及び還付加算金等	31,923,397	15,517	31,938,914
7 予備費		1	14,279,617	14,279,618
	1 予備費	1	14,279,617	14,279,618
歳出合計		926,573,710	14,350,273	940,923,983

議案第３号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金を設置する条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例

（設置）

第１条　後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

(特) P13
P13

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

保険料率及び保険料の賦課限度額の改定等のため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第９条中「令和２年度」を「令和４年度」に、「令和３年度」を「令和５年度」に、「0.0964」を「0.0957」に改める。

第10条中「令和２年度」を「令和４年度」に、「令和３年度」を「令和５年度」に、「48,765円」を「49,398円」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

第19条第２項中「特別徴収対象年金給付の減免」を「減免」に、「支払期日」を「特別徴収対象年金給付の支払期日」に改める。

附則第３条及び第４条を次のように改める。

第３条及び第４条　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第５号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を
改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されること及び統計法の一部が改正されることに伴い、この条例を定めようとするものである。

第4号 P28

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項」に改める。

第44条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第４章」を「個人情報の保護に関する法律第５章第４節第１款から第４款まで」に改める。

第46条第１号中「第52条第１項」を「第52条」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第６号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年２月14日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア中(ｱ)を削り、(ｲ)を(ｱ)とし、同号ア(ｳ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(ｳ)を(ｲ)とする。

第17条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2)　育児休業に関する相談体制の整備

(3)　前２号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(特) P31

議案第７号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員に支給する期末手当の基準となる常勤職員の期末手当の率を改める必要があるため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第３項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第８号

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,393,645 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、10,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和４年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,412,484
	1 負担金	1,412,484
2 国庫支出金		904,449
	1 国庫補助金	904,449
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		70,000
	1 繰越金	70,000
6 諸収入		6,710
	1 預金利子	11
	2 雑入	6,699
歳入合計		2,393,645

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		4,201
	1 議会費	4,201
2 総務費		1,201,039
	1 総務管理費	1,200,791
	2 選挙費	37
	3 監査委員費	211
3 民生費		1,187,404
	1 社会福祉費	1,187,404
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,393,645

議案第９号

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ915,326,479千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、20,000,000千円と定める。

2000億円

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第292条において準用する同法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和４年２月14日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市町村支出金		180,901,033
	1 市町村負担金	180,901,033
2 国庫支出金		271,042,958
	1 国庫負担金	213,566,074
	2 国庫補助金	57,476,884
3 県支出金		74,150,373
	1 県負担金	74,150,373
	2 県財政安定化基金支出金	0
4 支払基金交付金		373,133,698
	1 支払基金交付金	373,133,698
5 特別高額医療費共同事業交付金		475,378
	1 特別高額医療費共同事業交付金	475,378
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		1,664
	1 一般会計繰入金	1,664
8 繰越金		14,300,000
	1 繰越金	14,300,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1

（単位：千円）

款	項	金額
10 諸収入		1,321,373
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	5,489
	3 雑入	1,315,882
歳入合計		915,326,479

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 保険給付費		901,977,235
	1 療養諸費	853,187,598
	2 高額療養諸費	45,929,100
	3 その他医療給付費	2,860,537
2 県財政安定化基金拠出金		19,836
	1 県財政安定化基金拠出金	19,836
3 特別高額医療費共同事業拠出金		476,820
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	476,820
4 保健事業費		4,495,856
	1 健康保持増進事業費	4,495,856
5 基金積立金		1,800,000
	1 基金積立金	1,800,000
6 公債費		24,615
	1 公債費	24,615
7 諸支出金		141,202
	1 償還金及び還付加算金等	141,201
	2 繰出金	1
8 予備費		6,390,915
	1 予備費	6,390,915
歳出合計		915,326,479

議案第10号

第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定により、第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和4年2月14日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の計画期間が満了するため、第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画を策定するものである。

第４次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

第１　広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の７に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割及び事務運営の基本方針を定めるものである。

第２　広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年３月20日愛知県知事許可）第５条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

１　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。

２　広域計画の期間及び改定に関すること。

第３　現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年４月末は61万4,014人であったが、令和３年３月末では98万2,594人（令和３年12月末で99万7,865人）と年々増え続けており、令和４年度以降は、団塊の世代が後期高齢者となり始めるため、被保険者の大幅な増加が見込まれる。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年度と比較し減少したものの9,002億5,591万915円（被保険者一人当たり91万9,273円）となっており、令和４年度以降は、団塊の世代の加入や医療の高度化による高額薬剤の導入などにより

引き続き増加が見込まれる。

保険料率は、平成20年度及び平成21年度は所得割率7.43%及び均等割額4万175円であったが、令和2年度及び令和3年度は所得割率9.64%及び均等割額4万8,765円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成25年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められ、令和4年度には窓口負担割合に2割の区分が導入される。

このほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の制度が令和2年度から施行され、平成27年度から開始された個人番号（マイナンバー）制度については、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の仕組みが令和3年10月から本格運用されている。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、被保険者の健康の保持増進及び医療費の増加抑制のため、高齢者保健事業及び医療費適正化に向けた取組を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、適正な管理が求められる。

第4　基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1　資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交

付等を行う。

2　適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3　適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4　高齢者保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、保健事業計画(データヘルス計画)に基づき、健康診査事業を始めとした被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な高齢者保健事業の推進に努める。

広域連合は、高齢者保健事業の一部を構成市町村に委託し、きめ細やかな取組が実施されるよう構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の効果的かつ効率的な推進を図る。

市町村においては、高齢者保健事業の委託を受けた場合において、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。

5　医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化に向けた取組の実施に努める。

6　広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

7　個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適正な管理及び利用を行う。

第５　広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表に掲げる事務を連携して行う。

第６　第４次広域計画の期間及び改定

第４次広域計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

別表（第５関係）

区　分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
１資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
２保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。
３医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
４高齢者保健事業に関する事務	データヘルス計画の策定及びそれに基づく取組を実施する（市町村への委託を含む。）。 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町村における体制整備及び取組の推進等に係る後方支援を行う。	健康診査事業等の必要な事業を実施する（広域連合からの委託を含む。）とともに、地域の健康課題に応じて高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。
５医療費の適正化に関する事務	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を構成市町村及び関係団体等と連携を図りながら行う。	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を広域連合及び関係団体等と連携を図りながら行う。

6 広報広聴活動に関する事務	ホームページによる情報の発信、パンフレットの作成・配布、意見を聞く場の開催等の必要な活動を行う。	広報誌・ホームページを利用した後期高齢者医療制度に関する情報の発信等の必要な活動を行う。
7 個人情報の管理及び利用に関する事務	情報セキュリティ対策等の必要な措置を講じ、個人情報の管理及び利用を行う。	